

災害時における仮設トイレの設置支援等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と千葉県再資源化事業協同組合（以下「乙」という。）は、千葉県地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレの設置の支援等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、市内で災害が発生し、仮設トイレを設置する必要があると認めるときは、乙に対し、甲が保有する仮設トイレの運搬及び設置支援並びにトイレットペーパーの提供を要請するものとする。

（協力要請の手続き）

第2条 甲は前条の規定により乙に要請しようとするときは、書面（様式第1号）により通知するものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭で要請し、後日速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、仮設トイレの運搬及び設置に協力するとともに、乙が保有するトイレットペーパーを甲に無償提供するものとする。

2 前項に基づく、仮設トイレの運搬及び設置支援にかかる経費は乙が負担するものとする。

3 第1項により提供するトイレットペーパーの数量は、乙のトイレットペーパーの在庫量を勘案し、甲、乙協議の上、決定する。

4 トイレットペーパーの引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が数量を確認のうえ、乙からトイレットペーパーの引渡しを受けるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年5月6日